

- ある。
- (2)インボイス制度を実施するのであれば、国は事業者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行うに際し、取引価格の引下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。
- (3)消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (4)インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。特に電子データ保存の義務化については、全ての事業者が対象となつてお影響は大きい。システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。
- 基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3)国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体においても広く導入すべきである。
- (4)地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するのではなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5)地方議会は大胆にスリム化とともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

III. 地方のあり方

- ・今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さだけでなく、自治体と診療所を含む医療機関の間での意思疎通不足を表面化させ、これによる混乱は現在も尾をひいている。医療制度の抜本改革の必要性については前述したが、現行制度下でも病院間の役割分担や広域的な救急医療など自治体のリーダーシップで解決できる問題は少なくない。要は行政と医療機関のやる気なのである。
- ・地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。

- (1)地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。
- (2)広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。

IV. 震災復興等

- ・これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じるよう求める。
- ・また近年、熊本をはじめとした強い地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。その際、被災者支援の観点から、災害による損失を難損控除と切り離した、新たな控除制度の創設について検討すべきである。

V. その他

1. 納税環境の整備
2. 環境問題に対する税制上の対応
- ・欧米などの制度や議論の動向を見極めつつ、既存のエネルギー関係税制との調整を図り、幅広い観点から十分な検討が行われるべきである。
3. 租税教育の充実

《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係

(1)役員給与の損金算入の拡充

- ①役員給与は損金算入とすべき
- ②同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

2. 所得税関係

(1)所得税のあり方

- ①基幹税としての財源調達機能の回復
- ②各種控除制度の見直し

各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。

③個人住民税の均等割

地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

(2)少子化対策

3. 相続税・贈与税関係

(1)現在、政府等において、「資産移転の時期の選択に中立的な税制」の構築に向け、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税することが検討されている。制度を見直すに当たっては、格差拡大を防止することに留意する必要はあるが、税負担が今以上に重くならない仕組みとすべきである。

また、現行の相続税の課税方式（法定相続分課税）は、相続人の相続額に応じた課税がされず、一人の相続人の申告漏れが他の相続人にも影響する等の問題が指摘されており、課税方式のあり方に置いても併せて検討することが必要である。

(2)制度が見直されるまでの間、贈与税は経済の活性化に資するよう、以下のとおり見直すべきである。

- ①贈与税の基礎控除を引き上げる。
- ②相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

4. 地方税関係

(1)固定資産税の抜本的見直し

令和4年の全国の公示地価は、2年ぶりに上昇に転じた。同年度税制改正では、商業地等の地価が大きく上昇した場合の負担調整措置が講じられた。令和5年度においてもコロナ禍の影響はまだ残るところられており、引き続き、同様の措置が必要である。さらに、都市計画税と合せて

評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

①商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。

②家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。

③償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とする。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。

④固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。

⑤国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

(2)事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

(3)超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体が多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

(4)法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

5. その他

(1)配当に対する二重課税の見直し

(2)森林環境税

令和6年度から施行される森林環境税について、現在、先行して別の財源を使って地方自治体に配分（令和4年度は500億円）されているが、その半分が使い残され基金として積み立てられているとの指摘がある。これでは税が有効に活用されているとは言い難く、配分方法のあり方など、制度自体を抜本的に見直すべきである。

(3)電子申告

ご自宅からe-Tax申告のご案内

STEP 1 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」へアクセス



スマートフォンやパソコンで
簡単に申告書が作成できます



税務署に行く手間がかかりません
確定申告期間中は24時間いつでも利用できます

STEP 2 申告書を作成

画面の案内に沿って入力すれば、税額などが自動計算され、
簡単・便利に作成することができます

STEP 3 申告書を提出

国税庁ホームページからe-Taxで送信

印刷して郵送などで提出

*プリントをお持ちでなくても、コンビニ等のプリントサービス（有料）
を利用すれば、印刷できます。

e-Taxの送信方法は2通り

マイナンバーカード方式

①マイナンバーカード

②マイナンバーカード読み取対応のスマート
フォン又はICカードリーダライタ



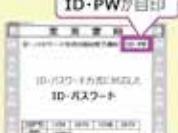
又は



ID・パスワード方式

①ID（利用者識別番号）

②パスワード（暗証番号）



確定申告会場で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、
申告書提出と一緒に受け取った「ID・パスワード方式の届出完了通知」を
ご確認ください。

* ID・パスワード方式はマイナンバーカード等が普及するまでの
暫定的な対応です。
マイナンバーカードの早期取得をお願いいたします。

入場整理券は国税庁のLINE公式アカウントからも取得できます

STEP 1 国税庁を「友だち追加」

国税庁
LINE公式アカウント



* LINEのホーム画面で「国税庁」または
「@kokuzel」と検索して友だちに
追加できます。

STEP 2 「相談を申し込む」を選択



STEP 3 税務署・希望日時を選択



STEP 4 申込完了一覧で提示



入場時に
この画面を
ご提示ください

STEP 1 LINEアプリから国税庁LINE公式アカウントを友だち追加

STEP 2 「トーク」画面から「相談を申し込む」を選択

STEP 3 税務署や来場希望日時を選択（申込は来場希望日の10日前から可能）

* 入場整理券については、作成済みの申告書を提出する場合など、相談を必要としない方は取得していただく必要はありません。

* LINE公式アカウントからの事前発行は、1月10日以降、順次サービスを開始する予定です。

消費税

事 業 者 の 方 へ

令和5年10月

インボイス制度が始まります！

制度開始時に

インボイス発行事業者となるためには、
原則、令和5年3月31日までに
登録申請が必要です！

- インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。登録は課税事業者が受けることができます。
- 免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、
インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください。
- 登録を受けるかどうかは事業者の方の任意です。
登録にあたっては、取引先との調整やシステムの整備が必要となることもあるため、お早めのご準備をおすすめします。
- 登録を受けると「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」
で登録番号や氏名又は名称等の情報が公表されます。



登録申請手続は、e-Tax をご利用ください！

- e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！
電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

「インボイス」とは

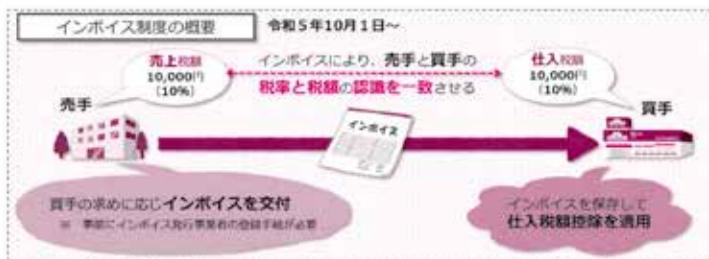
売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

「インボイス制度」とは

売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。



「インボイス制度特設サイト

制度の概要の他に説明会の開催情報や申請手続などを掲載しております。

「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」へのリンクもご案内しております。



制度についての一般的なご質問は

チャットボットにご質問を入力いただくと、AIを活用して24時間自動でお答えします。

上記の「インボイス制度特設サイト」からも、ご利用いただけます。



税務職員ふたば

軽減・インボイスコールセンターでは、一般的なご質問にお答えします

フリーダイヤル 0120 - 205 - 553 (無料)

9:00～17:00 (土日祝除く)

※ 個別相談は、所轄の税務署への事前予約をお願いします。

国税庁 (法人番号 7000012050002)

(令和4年8月)

第18回熊本県女性の集い in 八代

令和4年11月16日(水)八代ホワイトパレスに於いて『輝かしい未来は女性の視点から』のテーマで(公社)八代地方法人会の主管で女性の集いが開催されました。

第一部では、山本雅子副部会長がパワーポイントを使用し、当法人会の活動報告について説明をしました。『税ウォッチング』『Zei税ウォーキング』『税の広場』等の租税教室や絵はがきコンクールの取り組み、小学校への書籍や雑巾の寄贈、またSDGsへの取り組みを発表しました。



第二部では、令和2年豪雨の爪痕が残る坂本町出身の気象予報士 早田螢氏の「大雨災害から身を守る ~意外と知らない天気予報の豆知識~」というテーマの講演でした。まだ復興できていない坂本町の様子、災害当時の状況等、予期しないほど短時間での記録的な大雨だったこと等、パワーポイントを使って、実際の写真を紹介しながら説明されました。「川の防災情報も見ていますか?」と私たちに問いかけながら、ハザードマップやキキクルの重要性について話され、「自然災害から身を守り、命を守り、子どもたちや子どもたちの未来を守るために、防災の備えが必要です。命を落としてからでは遅いのです!」と懸命に防災の大切さを力説されました。

アトラクションには、白百合学園高等学校吹奏楽部の演奏でした。部員の笑顔と、カラーガードの元気なパフォーマンスに、会員からは「素敵なお後輩ね、久しぶりに吹奏楽の演奏を聴いて感動した。元気と若々しさをもらった」とお礼の言葉をいただきました。高校生の彼女たちから、女性の特権である笑顔と素直さを伝授された思いがしました。白百合学園高等学校のレベルの高さを実感しました。



会場内には、当法人会会員によるお土産ブースもあり、坂本町からも出店され、復興の兆しを感じさせました。お土産を購入して、心も豊かに帰路、散会しました。

第32回熊本県青年の集い in 人吉

令和4年9月9日(金)清流山水花あゆの里に於いて「Raise Spirits! ~人吉から始めよう!立ち上がる大きな一歩~」のテーマで開催されました。租税教室プレゼントーションでは、当青年部会からは綿田一角君が代表で発表をしましたが、惜しくも(公社)天草法人会が熊本県の代表として選出されました。

また、翌日行われたチャリティゴルフの募金は令和2年豪雨災害復興支援金として人吉市に寄付されました。



新設法人説明会

開催日時：令和5年1月19日(木) 10時～12時

開催場所：桜十字ホールやつしろ 中会議室

八代市新町5-20 TEL: 0965-53-0033

説明内容：新設法人のための「会社に関する税金」

※新しく会社を設立された方々を念頭に、会社に関する税金の種類や法人税・消費税の基本的な仕組みなどを説明します。

講 師：八代税務署 法人課税部門 担当官

受 講 料：無 料

表 彰

令和4年11月15日(火)税を考える週間の行事の一環として撮津隆祐氏が八代税務署長より表彰されました。



撮津 隆祐氏

「献血のお願い」

八代会場

◎開催日時：令和5年3月17日(金)
13:45～16:00

◎開催会場：「八代ホワイトパレス」
八代市松江町290-1 TEL0965-35-0005

水俣会場

◎開催日時：令和5年3月13日(月)
10:00～12:00

◎開催会場：「水俣 生活協同組合熊本（旧水光社）」
水俣市古賀1丁目 TEL0966-63-2121

- ・献血にご参加いただいた方には記念品を準備しております。
- ・会員企業1社に1名以上を目標にしておりますのでご協力をお願いいたします。
- ・献血カード（手帳）をお持ちの方は当日ご持参下さい。
- ・献血が初めての方は「本人確認」へのご協力ををお願いいたします。（運転免許証・保険証等）
- ・お薬によっては献血が可能な場合がありますので、当日受付にてご相談ください。
- ・事前のweb予約が可能です。
献血Web会員サービス【ラブラット】への会員登録が必要です。
- ・新型コロナウイルスのワクチン
【RNAワクチン（mRNAワクチンを含む）】
接種後48時間経過していれば献血にご協力いただけます。
例）ファイザー社、モデルナ社
※オミクロン株対応のワクチンを含む

ご入会のおすすめ

経営者のみなさんは、いろいろな面にわたって責任を持たれています。

企業そのものを継続・繁栄させる責任（健全な経営）、適正な納税を行う責任（納税の義務）そして、企業のみならず社会にも貢献する責任（社会への貢献）そんなご苦労の多き皆さんを側面からサポートしよう、という考えのもとに、法人会はさまざまな活動を通じてお手伝いしています。

経営を力強くサポートする法人会 入会するとこんな利点があります

各種研修会に参加できます

一流講師による講演会や若手経営者・女性を対象とした研修会など様々な催しに参加できます。

時代の先を読む力が身につくと共に多彩な業種の人と交流することで、新しいノウハウが吸収できます。

最新の情報が入ります

最新の税制ニュース、経済・経営などの情報を会報や出版物・DVDを通じて知ることができます。



税知識が身につきます

最新の税知識を習得し「税」に対する苦手意識が解消できます。

社会の発展に貢献できます

環境美化・福祉等のボランティア、地域振興や募金活動などの多様な活動を通じて地域社会の進展に貢献することができます。

福利厚生制度が利用できます

経営者、従業員、ご家族のための各種福利厚生制度が利用できます。

是非！皆様のご加入をお待ちしております

問い合わせ先 TEL：0965（32）1393

令和4年分

確定申告



自宅からスマホ・PCとマイナンバーカードでe-Tax

- 給与の源泉徴収票をスマホで撮影すると自動入力できます
- スマホをICカードリーダライタとして利用できます
- 1年分の医療費の情報がマイナポータル連携で自動入力できます



申告 納税	所得税および地方消費税(源泉徴収)等を含む	消費税および地方消費税(個人事業者)
令和5年3月15日水 <small>午前</small>	午後	令和5年3月31日金 <small>午前</small>

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

[確定申告](#) [検索](#)

確定申告に関する質問はAIチャットボットの「ふたば」にご相談ください。



確定申告会場への入場には整理券が必要です。
(申告書等の提出のみの場合は、不要です。)
還付申告は5年間提出することができます。

確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です

- 令和4年分の確定申告会場は次のとおり開設しますが、会場内の混雑緩和のため、会場への入場には、入場できる時間枠が指定された「入場整理券」が必要です。
- 入場整理券は会場で当日配付しますが、LINEを通じたオンライン事前発行も可能です。
- 入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。詳しくは、国税庁ホームページの「確定申告特集」をご確認ください。

【申告相談会場】

〈開設場所〉 八代税務署

〈開設期間〉 2月16日(木)から3月15日(水)まで (土日祝日を除く)

〈受付時間〉 午前9時から午後4時